

令和7年度



高めよう 地域協働の力！ 多面的機能支払交付金のあらまし



令和7年4月

農林水産省

はじめに

農業は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これにより、農業の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

このパンフレットは、地域の皆様が「多面的機能支払交付金」を活用して、共同活動に取り組んでいただけるよう、その仕組みを解説するものです。

農業の有する多面的機能



1 多面的機能支払交付金の構成

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

(1) 地域資源の基礎的な保全活動 (P5) ※以下は活動例



水路の泥上げ



農道の路面維持



施設の点検



年度活動計画の策定

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (P5)

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・外来種の駆除、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 (P6) ※以下は活動例

① 施設の軽微な補修



ひび割れの補修



農道の部分補修



外来種駆除



生きもの調査

③ 多面的機能の増進を図る活動

(2) 施設の長寿命化のための活動 (P7) ※以下は活動例



未舗装農道の舗装



素堀り水路からの更新



2 支援の対象となる組織

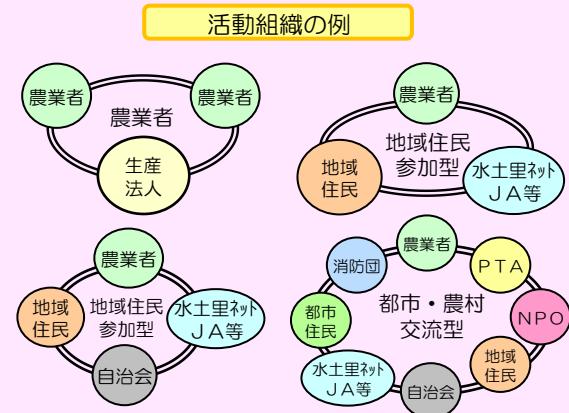
農地維持支払交付金

(1) 活動組織

- 農業者のみで構成される活動組織
- 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

(2) 広域活動組織 *

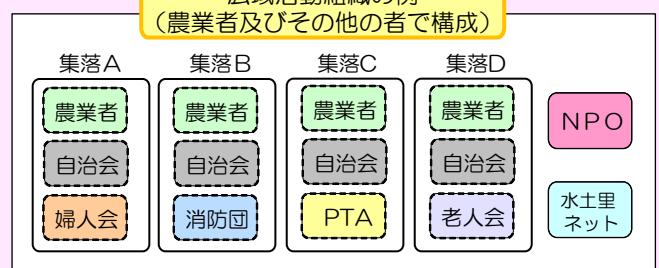
- 農業者のみで構成される広域活動組織
- 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織



広域活動組織の例
(農業者のみで構成)



広域活動組織の例
(農業者及びその他の者で構成)



資源向上支払交付金

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

- 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織又は広域活動組織 ※農業者のみで構成される組織は支援の対象外
- 特定事業実施者* 【R7拡充】
※R6年度に環境保全型農業直接支払交付金の実施主体であった者は、特定事業実施者として、R7年度からR11年度までに限り、環境負荷低減の取組への支援(P12)のみを実施することが可能

(2) 施設の長寿命化のための活動

- 農地維持支払交付金と同様

*広域活動組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落（活動組織）、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者で構成される、構成員間の協定に基づく組織です。

協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上(北海道にあっては3,000ha以上)を有していることが基本ですが、都道府県が別途、対象区域の条件を定めている場合があります。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)

【R7追加】

令和7年度から、全ての活動組織等が「環境負荷低減のチェックシート」に取り組む内容を記入して市町村に提出する必要があります。

みどりチェックの詳細はパンフレットを御覧ください。👉



活動組織・広域活動組織の合意形成について

組織の設立時には設立総会を開催し、活動組織又は広域活動組織内で合意形成を図りましょう。

設立総会では、規約（案）や役員（案）、事業計画（案）等の活動組織の設立、活動に関する事項を議題として審議し、合意を得ましょう。

話 合 い

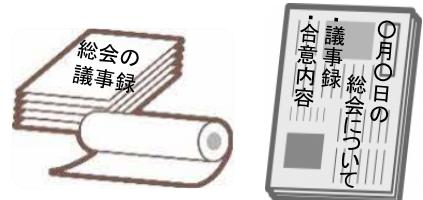


合 意 形 成



毎年、総会等により、以下の事項を議題として審議し、合意形成を行いましょう。

- ・活動計画
- ・実施状況報告
- ・収支決算
- ・日当の単価と取扱い
- ・その他、運営に関する重要な事項



総会等での決定事項は議事録にまとめ、説明資料とともに、書面で構成員全員及び構成団体内に配布又は回覧し、確実にお知らせしましょう。

※欠席者にも必ずお知らせしましょう。

全員が納得して活動に取り組んでいくため、合意形成した内容を構成員全員に知ってもらうことが大切です！

合意形成 3つのポイント

- 1 活動内容について毎年度話し合う
- 2 話合いの記録を作る
- 3 決まった内容は書面で全員にお知らせ

3 対象活動

農地維持支払交付金

（1）地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。
 （実践活動の一部は、点検の結果に基づき、実施の必要性を判断します。）



※研修は、活動期間中に組織運営に関するものと機械の安全な使用に関するものを各1回以上実施

（2）地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想を策定します。



※1 推進活動の例（毎年度実施）

- 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

※2 推進活動を通じて、目指すべき地域資源の保全管理の姿、取り組むべき活動・方策を取りまとめたものになります。なお、活動期間中に本構想を策定する必要があります。

また、地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画）に地域資源保全管理構想に準ずる記載がある場合は作成不要です。

資源向上支払交付金（共同）

（1）施設の軽微な補修

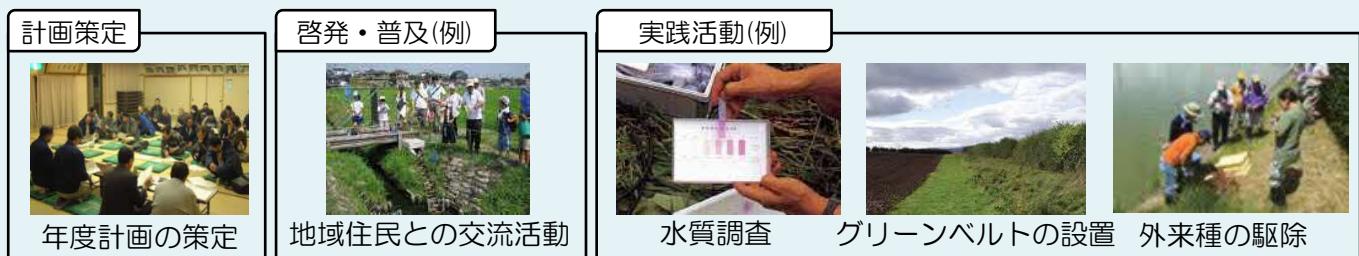
活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施します。
「計画策定・機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。



※研修は活動期間中に1回以上実施

（2）農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して毎年度実施します。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。



（3）多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づき、以下のa～jから選択した活動と、kの広報活動を毎年度実施※1、2します。

a：遊休農地の有効活用 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動	b：鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動
c：地域住民による直営施工 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動	d：防災・減災力の強化 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動
e：農村環境保全活動の幅広い展開 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動	f：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 地域の医療・福祉施設等との連携を強化する活動や、地域内外の法人、専門家等と連携した、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動
g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動	h：広域活動組織における活動支援班※による活動の実施【R7拡充】 ※活動支援班…広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された班。
i：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化【R7拡充】 長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し期間の延期、江の設置等の活動 ※取組要件は、P13を参照	
j：a～iのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k：広報活動・農村関係人口の拡大	

※1 直ちにa～jのいずれかの活動に取り組めない地区については、資源向上支払（共同）の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額になります。

※2 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、kの広報活動の実施を任意としています。

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援します。

補修(例)



摩耗した水路壁への表面被覆材の塗布



未舗装農道の舗装



漏水箇所の補修

更新等(例)



コンクリート水路の更新 ゲート、バルブの更新



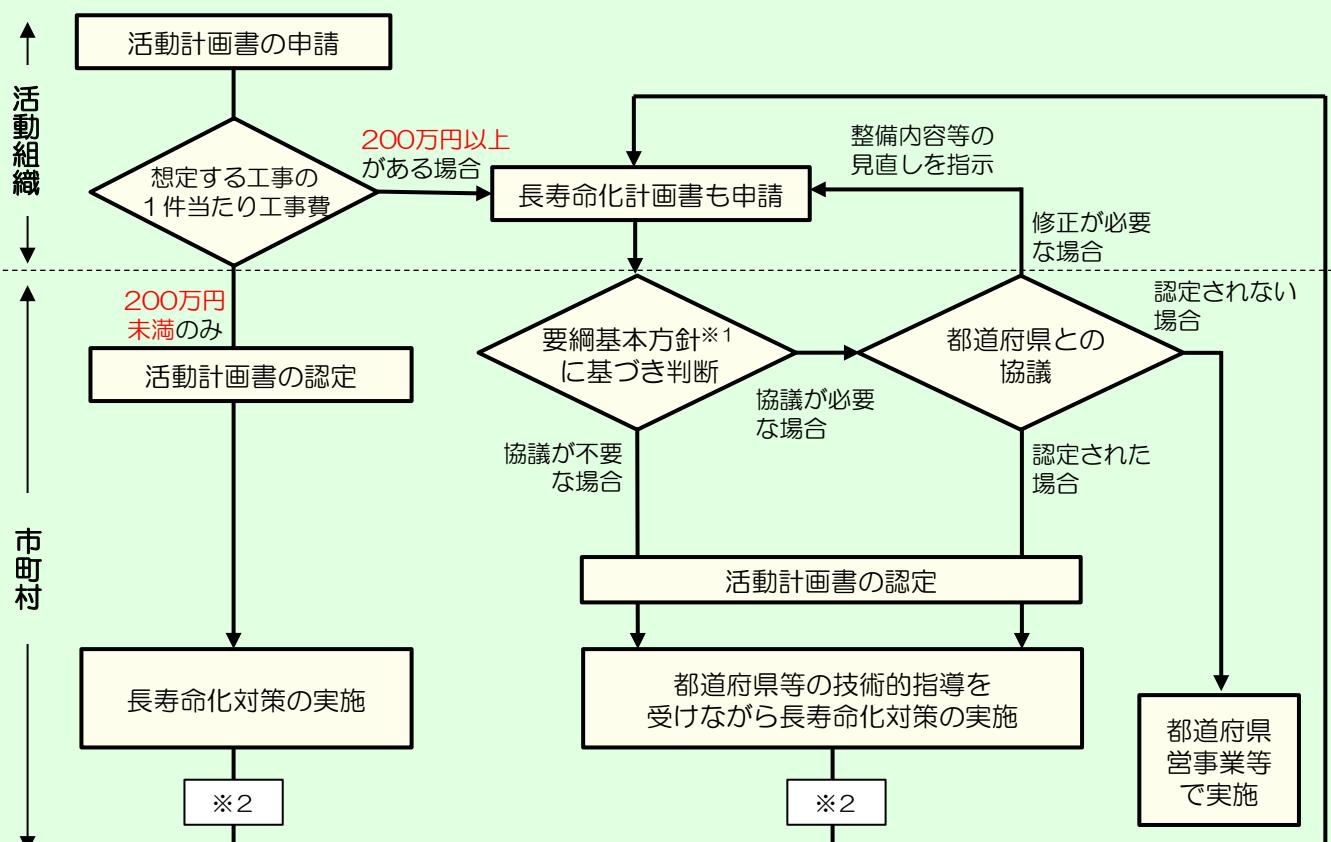
令和元年度から、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

200万円以上の工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

なお、200万円以上の工事については、ほかの長寿命化対策に係る事業の活用を検討し、適切に事業の選択を行ってください。

※長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したもの。

○長寿命化対策の実施フロー図



※1 長寿命化対策を行う際に都道府県と協議を行う場合の要件や、都道府県等の技術的指導の内容などを都道府県が定めるもの。

※2 活動計画書の認定後、新たに工事1件当たり200万円を超えることが判明した場合、改めて活動計画書と長寿命化計画書を申請すること。

4 対象となる農用地

農地維持支払及び資源向上支払交付金の算定対象

(1) 農振農用地区域内の農用地

(2) 都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地※

※ (2)については、以下の(a)、(b)、(c)を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、都道府県知事が定める要綱基本方針にその考え方を記載することができます。

ア 生産緑地法に定められた生産緑地地区内に存する農用地

イ 地方自治体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地

ウ 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(2) の詳細については、最寄りの市町村にお問い合わせください。

5 多面的機能支払交付金の交付単価

(円/10a)

都府県	①農地維持支払※7	②資源向上支払 (共同)※1、2、3)	①と② に取り組む場合	③資源向上支払 (長寿命化)※4、5)	①、②及び③ に取り組む場合※6
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畠※8	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830
北海道	①	②※1、2、3	①+②	③※4、5	①+②+③※6
田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畠※8	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	130	120	250	400	620

※1：農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額が交付単価になります。

※2：②の資源向上支払(共同)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本になります。

※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価に5/6を乗じた額が交付単価になります。

※4：本単価は交付上限額になります。

なお、**活動組織の規模に関わらず、直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額になります。【R7改正】**

※5：広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付上限額は、保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。

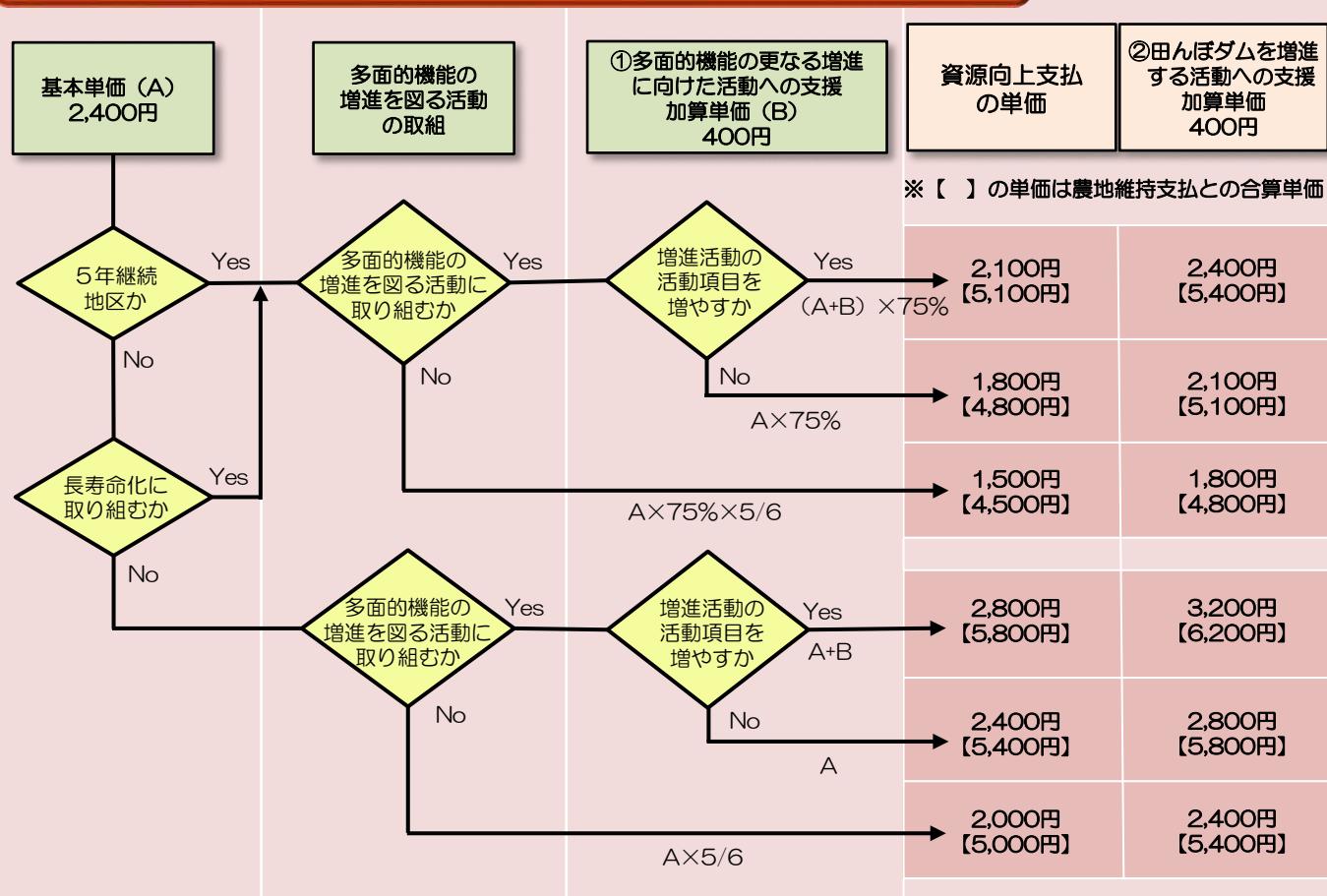
※6：②及び③に一緒に取り組む地区は、②の単価に0.75を乗じた額が交付単価になります。

※7：事業計画期間中に畠地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用します。

※8：畠には樹園地を含みます。

多面的機能支払 資源向上支払（共同）の交付単価フロー

都府県・田の場合（10a当たりの単価）



加算措置 ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援（増進加算）

多面的機能の増進を図る活動（P6）に取り組んでいる活動組織が、新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2活動項目以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

地目	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額になります。

※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。

- 直近の活動計画 活動項目 0 → 新たな活動計画 活動項目 2以上
- 直近の活動計画 活動項目 0 → 新たな活動計画 活動項目 1
- 直近の活動計画 活動項目 1 → 新たな活動計画 活動項目 2以上
- 直近の活動計画 活動項目 2 → 新たな活動計画 等 活動項目 3以上

加算措置 ②水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援 (田んぼダム加算)

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

地目	都府県	北海道
田	400	320



※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。



流出を抑制する落水量調整装置の例



写真：新潟市
田んぼダム実施

田んぼダム未実施

<加算措置の要件>

事業計画期間中に次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- ① 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、活動を取り組むこと
- ② 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

加算措置 ③組織の体制強化への支援（活動支援班加算）【R7拡充】

広域活動組織を設立し、活動支援班を設置する場合、40万円／組織を支援します。

加算単価

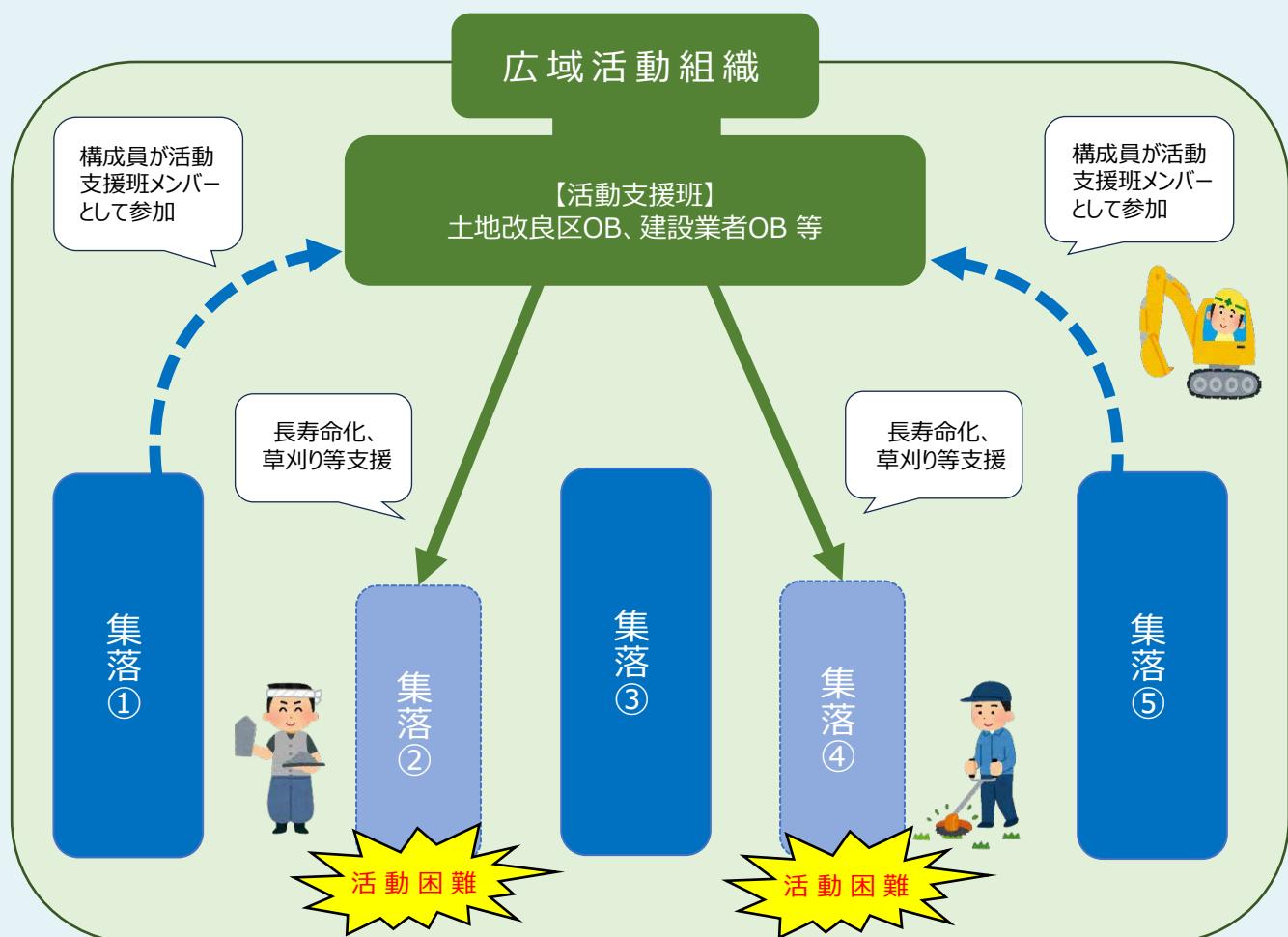
区分	加算単価
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	40万円／組織

<加算措置の要件>

活動支援班加算を申請する年度に、広域活動組織を新たに設立し、併せて活動支援班を設置すること

※既に広域活動組織を設置している場合は、本加算の対象外。ただし、多面的機能の増進を図る活動「広域活動組織における活動支援班による活動の実施」は対象となる。

【活動支援班による支援体制のイメージ】



加算措置 ④環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）【R7拡充】

化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行う、以下の対象取組について、実施面積に対し、交付を行います。なお、同一場所で複数の取組を実施した場合においても、受けられる加算は1つの取組分のみです。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

区分	加算単価
長期中干し	800
冬期湛水	4,000
夏期湛水	8,000
中干し延期	3,000
江の設置等（作溝実施）	4,000
江の設置等（作溝未実施）	3,000

※R7年度から5年間以上実施した地区は、単価に0.75を乗じた額になります。

＜対象取組＞

長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等※

※R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組によって魚類保護の取組を行っていた都道府県においては、江の設置等（作溝未実施）として当該取組を実施することを可能とします。

＜加算措置の要件＞

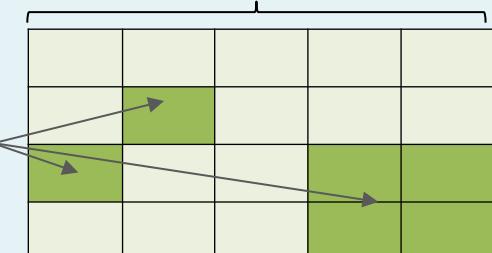
- ① 対象取組について、P13に示す要件を満たすこと（毎年度実施）。
- ② 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行うこと（毎年度実施）。
- ③ 取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回ること。

＜加算対象面積の考え方＞

本加算の実施面積（畦畔及び法面面積を含めない）を加算対象面積（a単位）とします。

$$\text{加算対象面積} = \text{本加算の実施面積} \\ (\text{畦畔及び法面面積} \\ \text{を含めない})$$

資源向上（共同）の対象農用地



環境負荷低減の取組の取組要件（増進活動※1、みどり加算共通）

※1 多面的機能の増進を図る活動の

i: 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

〈取組要件〉

以下の取組から1つ以上を選択して実施します。ただし、「多面的機能の増進を図る活動」として実施する場合、5割低減の取組と組み合わせての実施及び長期中干しにおける溝切りの実施の要件は適用しないものとする。

○長期中干し

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 稲の生育中期に10a当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。

○冬期湛水

- ① 栽培する主作物が水稻であること。ただし、R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金において、水稻以外を対象として取組実績がある場合はこの限りではない。
- ② 2ヶ月間以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。
- ③ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載がされているものとする。
 - a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
 - b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水が位置付けられていること。

○夏期湛水

- ① 栽培する主作物が野菜、大麦、なたね等であること。
- ② 転作田又は湛水可能なほ場であること。
- ③ 6月下旬～9月上旬の期間内に2ヶ月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。
- ④ 湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。
- ⑤ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載されているものとする。
 - a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
 - b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として夏期湛水が位置付けられていること。

○中干し延期

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 中干し開始時期を慣行時期より1ヶ月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つこと。
- ③ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理及び畦の点検・補修を実施すること。

○江の設置等

- ① 栽培する主作物が水稻であること。
- ② 10a当たり原則10m以上とし、10m/10aに満たない場合は、取組面積（a（※1a未満切り捨て））＝設置した長さ（m）として取組面積を調整すること。江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm」とする。
- ③ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8月中旬までとする。
- ④ 湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。
- ⑤ 魚類等の希少種が水田内で保護されるよう、適切に管理すること。

※魚類保護をする場合は、以下の①・⑤の要件を全て満たせばよいものとする。

※R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組によって魚類保護の取組を行っていた都道府県においては、江の設置等（作溝未実施）として当該取組を実施することを可能とします。

参考：5割低減の取組

【5割低減の取組とは】

主作物について、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減^{※1}する取組です。

※1 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定がされている場合はその低減割合となります。詳細については都道府県、市町村にお問い合わせください。

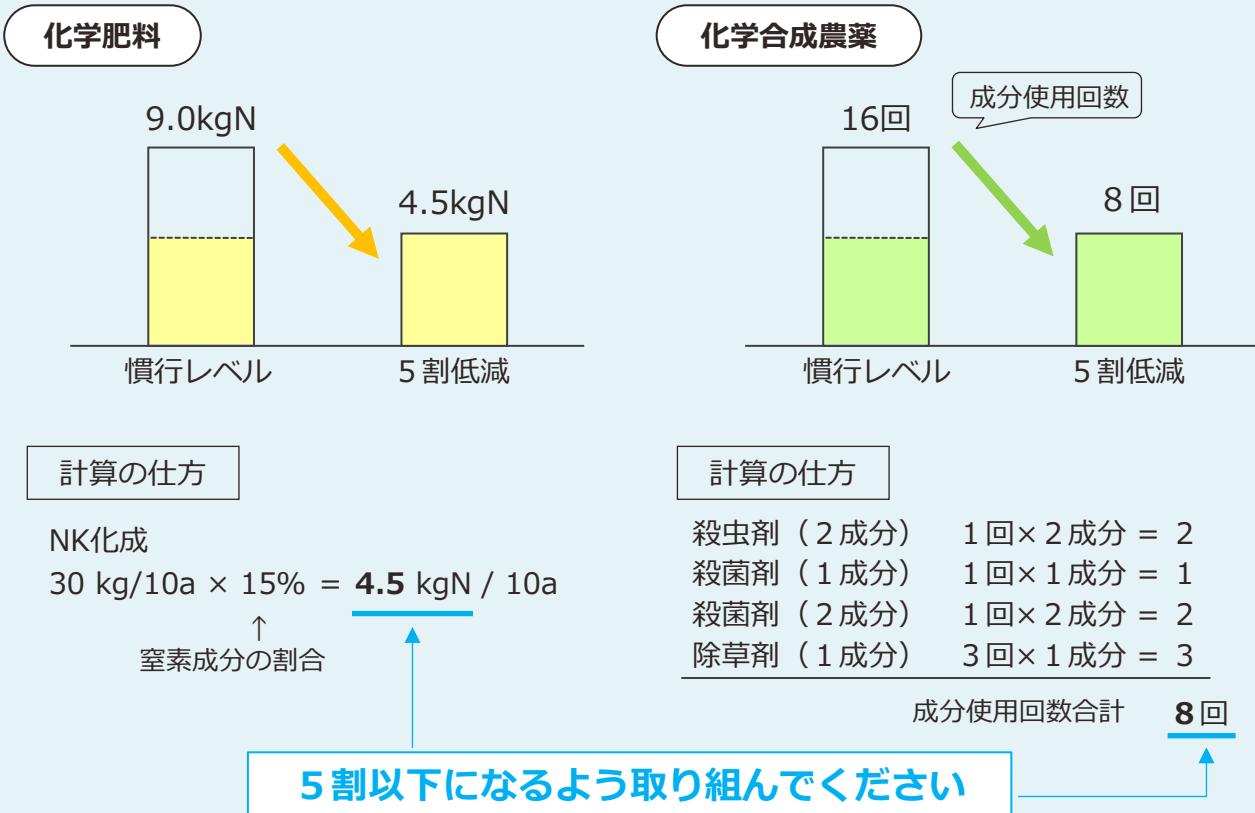
【算定の仕方】

低減割合の比較に用いる慣行レベル^{※2}は、個々の農業者の現行の施用量ではなく、都道府県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。

化学肥料は窒素成分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。

※2 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、都道府県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定したものです。詳細については、都道府県・市町村にお問い合わせください。

～化学肥料・化学合成農薬の低減割合の算定の仕方～



6 活動の手順（活動組織・広域活動組織向け）

活動の手順は以下のとおりです。

① 組織の設立

↓ 活動を実施する活動組織又は広域活動組織を設立します。

② 事業計画の作成

↓ 地域共同で取り組む活動について、事業計画（原則5年間）を作成します。

③ 申請書類の提出

市町村へ提出する書類への押印は原則省略可能です。

事業計画の認定を受けるため、市町村に申請を行います。

事業計画の申請書の提出は6月30日までです。

なお、市町村により提出期限が異なる場合がありますので、詳細は市町村にお問い合わせください。

申請の際は、以下の書類を提出します。

活動組織

- 事業計画書
- 活動計画書
- 活動組織規約
- 工事に関する確認書（※1）
- 長寿命化整備計画書（※2）
- **環境負荷低減のチェックシート【R7追加】**

広域活動組織

- 広域協定書
- 事業計画書
- 活動計画書
- 運営委員会規則
- 工事に関する確認書（※1）
- 長寿命化整備計画書（※2）
- **環境負荷低減のチェックシート【R7追加】**

（※1）資源向上支払において、土地改良区等市町村以外の者が所有または管理する施設を活動の対象とする場合は提出する必要があります。

（※2）活動組織が資源向上支払（長寿命化）を行う際に、工事1件当たり200万円以上の活動を実施する場合、長寿命化整備計画書の申請が必要になります。

④ 活動の実施・交付金の交付

↓ 毎年度、市町村に交付金の交付を申請して交付を受け、事業計画に基づく活動を実施します。

市町村へ提出する書類への押印は原則省略可能です。

⑤ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。

当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、市町村に提出します。

7 交付ルート

交付金は国から都道府県、都道府県から市町村に交付され、活動組織又は広域活動組織には市町村から交付されます。



6 活動の手順（特定事業実施者向け）【R7追加】

R6年度に環境保全型農業直接支払交付金の実施主体であった者は、みどり加算のみを実施することができます。活動の手順は以下のとおりです。

① 申請主体の確認

R6年度に環境保全型農業直接支払交付金の実施主体（※）であったことをもってみどり加算のみ申請できます。

- ※ ア 農業者の組織する団体…複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織
- イ 一定の条件を満たす農業者…以下のいずれかに該当し、市町村が特に認める場合
 - ・集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、みどり加算を実施する農業者
 - ・複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

＜自治体における確認事項＞

生産緑地地区内の農地で実施する場合、都道府県知事が定める要綱基本方針に「都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地」として位置付けられている必要があります。

また、市町村が作成する促進計画において、実施しようとする農地の存する区域内で本交付金の実施を推進することとされている必要があります。

② 事業計画の作成

↓ みどり加算のみを申請する事業計画（原則5年間）を作成します。

③ 申請書類の提出

事業計画の認定を受けるため、市町村に申請を行います。

〔事業計画の申請書の提出は6月30日までです。ただし、市町村によって提出期限が異なる場合がありますので、詳細は市町村にお問い合わせください。〕

申請の際は、以下の書類を提出します。

ア 農業者の組織する団体

- ・事業計画書
- ・活動計画書（みどり加算のみを実施する計画）
- ・団体の規約
- ・環境負荷低減のチェックシート（ただし、GAP認証等を取得している場合は、当該事項を証明する書類の提出に代えることができます）
- ・令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

イ 一定の条件を満たす農業者

- ・事業計画書
- ・活動計画書（みどり加算のみを実施する計画）
- ・環境負荷低減のチェックシート（ただし、GAP認証等を取得している場合は、当該事項を証明する書類の提出に代えることができます）
- ・令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

④ 活動の実施・交付金の交付

↓ 毎年度、市町村に交付金の交付を申請して交付を受け、事業計画に基づく活動を実施します。

⑤ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。

当該年度の記録を取りまとめて報告書を作成し、市町村に提出します。

7 交付ルート

交付金は国から都道府県、都道府県から市町村に交付され、特定事業実施者には市町村から交付されます。

国
(地方農政局等)

国費

都道府県

国費
+
都道府県費

市町村

国費
+
都道府県費
+
市町村費

申請主体

8 交付金の弹力的な活用について

多面的機能支払交付金は、弹力的な活用が可能となっています。

(1) 必須活動を実施した上での交付金の弹力的な活用

- 必須活動（活動計画書に定められた活動）の実施を前提に、

農地維持支払交付金による資源向上支払（共同）及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施や、資源向上支払交付金（共同）による農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施が可能です。ただし、資源向上支払交付金（長寿命化）による農地維持支払や資源向上支払（共同）の活動は実施できません。

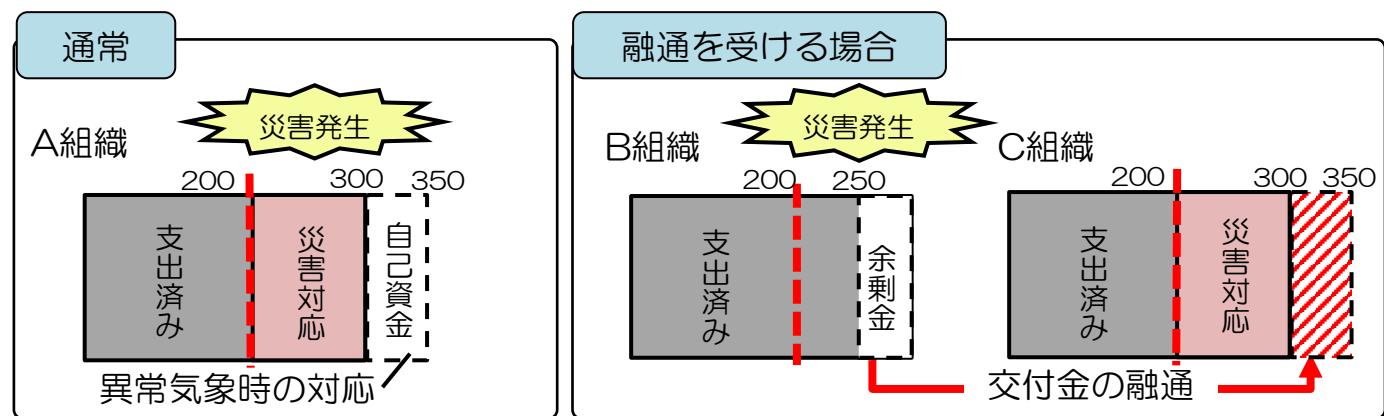
(2) 交付金の計画的な活用

- 計画的な活動のため、組織において、活動期間内は交付金の持越が可能です。
- 活動期間終了年度の翌年度を始期とし、新たに事業計画の認定を受ける組織については、交付金の残額を翌年度の経理に含めることができます。
- ただし、組織において、活動期間内及び新たに事業計画の認定を受ける場合のどちらにおいても、交付金の持越を行う場合には、必要額を精査し、活動の円滑な継続のために必要最低限の金額とする必要があります。なお、持越額が年交付額の3割を超え、かつ100万円以上となる場合は、持越金の使用予定表の提出が必要となりますのでご注意ください。

(3) 甚大な災害時の交付金の弹力的な活用

- 甚大な自然災害が発生した場合、被災した対象農用地周りの施設の応急措置や補修・更新等に取り組むことができます。
- また、甚大な自然災害により、活動計画書に定めた活動が困難な場合は、特例措置適用実績報告表により事後報告することで、交付金の返還を免除されます。【R7改正】
- さらに、上記の特例を受けた活動組織は、他の活動組織から予算の融通を受けることができますので、活用したい場合は、市町村とご相談ください。

<年交付額が300万円の組織における予算融通の具体例>



多面的機能支払交付金に関するQ&A

(Q1) 新たに活動組織を設立する場合、いつ時点の活動から交付金による支援の対象になるのでしょうか。

(A) 活動組織が年度途中に交付申請を行った場合でも、交付決定前に実施していた活動も対象となるよう、交付年度の4月1日以降に実施した共同活動を支援の対象としています。ただし、交付決定前の活動についても、活動記録や領収書等を残しておいていただくことが必要です。

(Q2) 活動組織の行う事務を土地改良区等に委託できるのでしょうか。

(A) 活動組織が行う本交付金に係る経理や活動記録の整理等の事務については、JA、土地改良区、農業生産法人等の団体や、地方公共団体、農業団体の職員OB等の当該事務処理を適切に行える者に委託することができます。

(Q3) 農地維持支払、資源向上支払と中山間地域等直接支払交付金を同一地区で取り組むことはできますか。

(A) 同一地区で取り組むことは可能です。この場合、多面的機能支払交付金の活動計画書に位置付けられた農地、水路、農道等の保全に係る活動については、多面的機能支払交付金により行っていただきたいと考えております。

(Q4) 活動期間中に、活動計画書に定める活動ができなくなった場合、交付金の返還は必要でしょうか。

(A) 活動計画書に定めた活動が行われていないことが確認された場合、交付金の全部または一部を、事業計画（原則5年間）の認定年度に遡って返還することになります。ただし、自然災害その他やむを得ない理由（農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する場合に伴う認定農用地又は対象農用地の減少等）が認められる場合は、交付金の返還を免除しています。

(Q5) 既に設立された広域組織が活動支援班を設置した場合でも「組織の広域化・体制強化への支援（活動支援班加算）」の支援対象になるのでしょうか。

(A) 既に広域組織を設置している場合は、活動支援班を設置したとしても「組織の広域化・体制強化への支援（活動支援班加算）」の支援対象とはなりません。ただし、多面的機能の増進を図る活動「広域活動組織における活動支援班による活動の実施」は対象となります。

事務負担の軽減について

令和7年度の制度改正に合わせて、以下の事務負担の軽減を図りました。詳しくは「令和7年度改正のポイント」をご覧ください！

① 様式の簡素化

住所の記入欄の削除、活動計画の記入欄の簡素化、開始時間と活動区分の記入欄の削除等

② 中山間直接支払との様式の共通化

活動記録と金銭出納簿の共通化

③ 様式の入力負担の軽減

数式等の変更防止（入力制限の設定）、備考欄の記入ルールの変更



▲ 令和7年度改正のポイント

オンライン申請について



令和5年度より、オンライン申請が可能となりました。今までのエクセルの申請データからの読み込みが可能になる、同じデータの再入力が不要になるなど、事務の簡素化につながります。
詳しくは多面的機能支払交付金HPをご覧ください。



学習教材の活用について

学習マンガ

次世代を担うこどもたちへ、農業や農村の大切な役割を広く伝えるため、「農業学習」に活用できる教材を制作しました。全国の教育現場やご家庭でぜひご活用ください！



▲ 「草刈りは地球を救う」
～SDGs達成につながる農村の共同活動～

動画

子どもたちが田んぼの持つ大切な役割や魅力を楽しく学べる学習動画を作成しました。
農業学習や田植え体験の事前学習、家庭学習の教材としてご視聴いただけます！



▲ のぞいてみよう！田んぼの世界

多面的機能支払交付金について 分かりやすく解説した動画

活動組織の体制強化や、推進組織の業務効率化・省力化に貢献できるよう多面的機能支払交付金に係る研修教材用動画を作成しました。

多面的機能支払交付金の事務等に携わる新規担当者や活動組織に向けた説明会等でご活用ください。

多面的機能支払交付金利用の手続

(動画：14分)

多面的機能支払交付金の交付を受けるにあたって、活動の手順や申請書類などについて解説した動画です。



多面的機能支払交付金でできること

(動画：18分)

多面的機能支払交付金を活用して、どのような共同活動に取り組むことができるのかを解説した動画です。



多面的機能支払交付金活動組織の 広域化のすすめ (動画：20分)

最上町広域協定の事例をもとに関係者へのインタビューを行い、広域化のプロセスを解説した動画です。



いずれも動画で見ることができます！
ぜひQRコードを読み取ってご覧ください！

多面的機能支払メールマガジン

農村ふるさと保全通信

月1～2回程度配信しています。
ぜひ、登録してください！

多面的機能支払の活動組織の紹介や、制度情報、活動に役立つ技術など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

【配信申し込み】

配信を希望される方は、以下のアドレスまたはQRコードからご登録ください。 (<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>)



SDGsと多面的機能支払交付金の活動との関わりってなんだろう？

SDGs（持続可能な開発目標）とは貧困、気候変動や紛争など世界中の問題の解決を目指す目標のこと、2015年に世界中の国々が集まって話し合う国連総会で決定されました！



本交付金とSDGsの関わりが
より詳しく記載されております。
ぜひQRコードを読み取って
ご覧下さい!!



多面的機能支払の活動は農業・農村の持続的発展を通じて17の目標のうち15の目標（目標2～9、11～17）達成に貢献しています。下記の事例を見てみましょう！

共同活動の例

例1) 生き物 調査



活動組織と地域の子ども達等が田んぼや水路に生息する生き物を観察する取組。

例2) 草刈り・ 泥上げ



農地やため池周辺の草刈りと水路の泥上げをする取組。

活動の企画・運営の例

例3) 多様な人材 が参画した 活動



非農業者や女性や子ども等多様な人材が植栽活動等の活動に参加することや、組織の運営に関わる等の取組。

活動による効果

①地域の学校等と連携することで子ども達に農業生産活動が生態系保全につながっていると学ぶことができる。

②世代間との交流により、コミュニティが形成・強化され、地域の自然環境が保全されることにつながる。

①安定的な農業生産にとって必要不可欠な農地や水路、ため池などを適切に保全管理している。

②保全管理が行き届いていることで異常気象時等の被害軽減につながる。

老若男女、地域内外問わず、女性や子どもが活動組織の計画策定や運営等に参画し、多様な主体の活躍の場を創出することで、関係人口が拡大し、農村振興につながる。

SDGsへの貢献

※多面版SDGsの目標文になっています



目標4
地域内外の人に質が高い教育、生涯学習の機会を提供する。



目標11
住み続けられる地域を作る。



目標2
持続可能な農業生産を支える。



目標13
気候変動及びその影響を軽減するための対策を実践する。



目標3
やすらぎや福祉の機会を提供する。



目標16
多様な主体の参画による地域づくりを促進する。

複数の目標貢献に期待できます！

お問い合わせ先

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 多面的機能支払係 011-231-4111（内線27-862）	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 (内線4491/4349)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600（内線3534）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161（内線3454）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271（内線2654）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161（内線2562）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511（内線2676）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111（内線4779）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031（内線83348）	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
(電話) 03-3502-8111（内線5618）
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html